

山口県中部 1 市 4 町合併協議会新市特別職報酬等審議会設置規程

(設置)

第 1 条 山口県中部 1 市 4 町合併協議会会長(以下「会長」という。)の諮問に応じ、新市における議会議員の報酬額並びに新市における市長、助役、収入役及び教育長の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について審議するため、山口県中部 1 市 4 町合併協議会新市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、会長の諮問に応じ、報酬等の額について審議し、答申するものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は委員 15 人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町(以下「1 市 4 町」という。)の長が、区域内の住民のうちから推薦する各市町 2 人の者。
- (2) 山口県中部 1 市 4 町合併協議会規約第 7 条第 1 項第 4 号による委員のうちから 1 市 4 町の長が推薦する各市町 1 人の者。

3 委員の任期は、諮問に係る報告が終了したときまでとする。

(委員長)

第 4 条 審議会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、審議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者等の出席)

第 6 条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 会長は、委員に対し会議出席に応じて報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の額は、山口県中部 1 市 4 町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を準用する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、山口県中部 1 市 4 町合併協議会事務局において処理する。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 2 月 24 日から施行する。